

四国中央市議会基本条例（素案）

平成30年7月

四国中央市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第2条―第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）

第4章 市長等と議会との関係（第8条―第10条）

第5章 委員会の活動（第11条）

第6章 政務活動費（第12条）

第7章 議会の機能強化（第13条―第17条）

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第18条―第20条）

第9章 災害時の対応（第21条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第22条・第23条）

附則

前文

四国中央市議会は、二元代表制の下、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される地方公共団体の議事機関として、市民の意思を把握し、実現するために責任ある役割を担っている。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限や責任の範囲が拡大しており、議会の使命を達成するためには、市民の多様な意見を反映させ議論する合議制の機関であることを常に自覚し、市民にわかりやすい開かれた信頼される議会を目指していかなければならない。

私たち議会は、議会及び議員に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、市民主権による自治の推進に向け、全力で市民の負託に答えていくことを宣言し、ここに議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動についての基本的事項を明確にすることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市政の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 市政運営を監視し、評価すること。
- (2) 市民が参加しやすい市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすい議会運営を行うこと。
- (5) 政策提言及び政策立案を積極的に行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の生活の向上を目指して活動を行うこと。
- (2) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (3) 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応えるものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行うものとする。

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、当該選出の過程を市民に明らかにするため、志願する者に対し所信を表明する機会を設けるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保しなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）を原則公開しなければならない。
- 3 議会は、政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情の提案者の説明等を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民への報告及び意見交換の場として、議会報告会等を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への

情報の提供に努めなければならない。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努めなければならない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第8条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努めるものとする。

(政策等形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する政策等について、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) 関係法令及び条例等

- 2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求めるものとする。

(議決事件の拡大)

第10条 議会は、市政の重要な計画及び政策について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。

- 2 前項の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 委員会の活動

(委員会の運営)

第11条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

- 2 委員会は、行政評価等及び決算審査の結果を踏まえ政策提言を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致するものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第12条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その用途について透明性を確保するものとする。

- 2 前項の政務活動費については、別に条例で定める。

第7章 議会の機能強化

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努めるものとする。

(調査機関等の設置)

第16条 議会は、議会活動又は市政の課題に関する調査等のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

2 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、必要があると認めるときは、議決により、議員で構成する政策検討会を置くことができる。

(議会予算の確保)

第17条 議会は、議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 前項に規定する議員の政治倫理については、別に条例で定める。

(議員定数)

第19条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を類似市等と比較検討するとともに、総合的な観点から勘案したものとする。

2 議会は、議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。

3 第1項の議員の定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第20条 議員の報酬は、本市の現状、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を十分に考慮したものとする。

2 前項の議員の報酬については、別に条例で定める。

第9章 災害時の対応

(災害時の対応)

第21条 議会は、災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握し、体制整備に努めるものとする。

2 災害等が発生した場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、この条例に関する研修を行わなければならない。

(検証及び見直し手続)

第 23 条 議会は、この条例の施行の状況について議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。